○経済産業省令第十八号

計量法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、計量法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

計量法施行規則等の一部を改正する省令

（計量法施行規則の一部改正）

第一条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（軽微な修理）	（軽微な修理）
第十条　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。	**第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　質量計に係る次に掲げる修理	二　質量計に係る次に掲げる修理
イ　（略）	イ　（略）
ロ　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二六）附属書に掲げる軽微な修理	ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (2)　充塡用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理
三～十二　（略）	三～十二　（略）
2　（略）	2　（略）
（簡易修理）	（簡易修理）
第十一条　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。	**第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　質量計に係る次に掲げる修理	二　質量計に係る次に掲げる修理
イ　（略）	イ　（略）
ロ　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二六）附属書に掲げる簡易修理	ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (2)　充塡用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理
ハ　（略）	ハ　（略）
三～十三　（略）	三～十三　（略）
2　（略）	2　（略）